

廃業等募集人情報登録制度について

廃業等募集人情報登録制度とは

- ・ 廃業等募集人情報登録制度は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人日本損害保険協会、生命保険会社、損害保険会社、その他保険業法に基づき保険の引受けを行う者が、個人情報等の保護に配慮しつつ、**保険業務に関して著しく不適当な行為を行った保険募集人の情報を共同利用（情報の登録を含みます。）**する制度です。
- ・ 本制度の利用により、**生命保険会社が保険募集人の適格性および資質を判断することを助け、生命保険会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、もって、保険契約者等の利益の保護および保険事業の健全な発展に資することを目的**としています。

登録基準および保管・管理期間

登録基準	保管・管理期間
保険募集人が保険募集等に関して、顧客金銭の詐取・費消を行った場合（注 1）	20 年
生命保険の業務に関する不適当な行為（注 2）	3 年
保険募集人が保険業法第 307 条第 1 項に基づく登録の取り消しの行政処分を受けた場合	3 年（注 3）
日本損害保険協会から生命保険協会へ通知される、著しく不適当な事故を惹起した保険募集人の保険募集人情報	3 年または 20 年（注 4）

（注 1）**保険募集人が保険料等の詐取・費消を行った場合のみならず、保険金、給付金、契約貸付金（返済金）、解約払戻金等の詐取・費消（保険金等不正請求によるものを含みます。）を行った場合も含みます。**

（注 2）以下の場合を含みます。

- － **生命保険業務において取得した顧客情報を用いて^{*}、当該顧客から金銭を詐取・費消する、または、当該顧客から預かり受けた金銭を期日までに返済しない場合**
- － **生命保険業務において取得した顧客情報を用いて^{*}、当該顧客に対して、無登録・無免許の業者が取扱う金融商品やその取扱い業者等を紹介し、顧客に金銭的被害を与えた場合**

※なお、保険募集人が、会社に関わらず当該顧客の氏名や住所等の情報を把握していた場合等であっても、当該保険募集人が保険募集やアフターフォロー等の生命保険業務において会社が管理する当該顧客の顧客情報を利用していたときは、「生命保険業務において取得した顧客情報を用いて」に該当します。

（注 3）「保険募集人が保険募集等に関して、顧客金銭の詐取・費消を行った場合」にも該当する場合の保管・管理期間は 20 年となります。

（注 4）日本損害保険協会から通知される保管・管理期間となります。

登録事例（イメージ）

顧客から現金にて領収した保険料や、保険料振込口座と偽って顧客に案内した私的な銀行口座に振り込まれた保険料を不正に取得 ▶ **保管・管理期間 20 年の基準に該当**

顧客でもある旧来の知人から金銭を預かり受け、期日までに返済せず ▶ **保管・管理期間 3 年の基準に該当**

登録基準に該当する行為を惹起後、行為時点での所属保険会社・代理店を退職し、他の保険会社・代理店に転職

▶ **行為時点の所属保険会社・代理店における在籍有無は登録基準への該非に影響せず、行為の発覚前に転職した場合や、行為の発覚後登録前に転職した場合も登録対象**

* 本制度に係る個人情報の取扱いについては、生命保険協会ホームページ「個人情報の取扱い」> 廃業等募集人情報登録制度及び代理店廃止等情報制度」をご参照ください。

https://www.seiho.or.jp/personal/retire_sharing/

* 登録対象者本人は、登録を行った生命保険会社または生命保険協会に対し、所定の手続により、登録情報の開示を請求し、また登録情報の訂正、追加または削除等を求めることが可能です。

詳細は、生命保険協会ホームページ「廃業等募集人情報登録制度及び代理店廃止等情報制度における登録情報に関する開示等請求について」をご参照ください。

https://www.seiho.or.jp/personal/retire_sharing/disclosure/